

○文部科学省告示第 号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年 月 日

文部科学大臣 盛山 正仁

大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件の一部を改正する告示

大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件（平成二十八年文部科学省告示第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二号中「参加法人（」を「参加法人等（同項第一号に掲げる法人に限る。」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。